

特別養護老人ホーム セ・シボンかしま 入居

利用料金

(令和3年1月1日時点)

利用料金は、次の3種類の合計額となります。

- ① 基本料金(サービス利用料金、食費、居住費)
- ② 加算料金
- ③ その他料金(介護保険外料金)

利用料金は、要介護1～5の方によって異なります。
また、入所される方の世帯・所得によっても異なります。

① 基本料金(サービス料金・食費・居住費)

サービス利用料金は、所得により 1 割から 3 割の自己負担額となります。要介護・要支援認定を受けた人、または介護予防・日常生活支援総合事業における事業対象者となった人に「介護保険負担割合証」が発行されご確認ください。

1) サービス利用料金 (日額)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス 利用料金	6,380	7,050	7,780	8,460	9,130
1割の自己負担金	638	705	778	846	913
2割の自己負担金	1,276	1,410	1,556	1,692	1,826
3割の自己負担金	1,914	2,115	2,334	2,538	2,739

2 割負担となる方

65 歳以上の方で、本人の合計所得金額が 160 万円以上 220 万円未満の方
(ただし、上記に該当する方でも、本人を含めた同一世帯の 65 歳以上の方(第 1 号被保険者)の前年の「年金収入+その他の合計所得金額」の合計が 346 万円(単身世帯の場合は 280 万円)を下回る場合は 1 割負担となります。)

3 割負担となる方

65 歳以上の方で、本人の合計所得金額が 220 万円以上の方
(ただし、上記に該当する方でも、本人を含めた同一世帯の 65 歳以上の方(第 1 号被保険者)の前年の「年金収入+その他の合計所得金額」の合計が 463 万円(単身世帯の場合は 340 万円)を下回る場合は 2 割負担または 1 割負担となります。)

※利用者の負担額には、月額限度額(高額介護サービス費の仕組み)があるため、実際の負担は、負担割合が 2 割または 3 割になったすべての方が 2 倍または 3 倍になるわけではありません。

2) 居住費・食費

施設サービスの居住費・食費には、本人の所得や世帯の課税状況等によって利用者負担段階が設けられ、その段階により、居住費(滞在費)・食費の負担の限度が決められます。該当する場合は、介護保険負担限度額認定証が発行されます。

【食費・居住費の利用料金】

利用者負担段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
食費	300	390	650	1,392
居住費	820	820	1,310	2,430

第1段階

生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で本人及び世帯全体が市民税非課税

第2段階

市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と合計所得金額と【遺族年金※・障害年金】収入額の合計額が年額 80 万円以下の方。

第3段階

本人及び世帯全体が市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と合計所得金額と【遺族年金・障害年金】収入額の合計額が年額 80 万円を越える方。

第4段階

住民税課税世帯の方

※預貯金、有価証券等の金額の合計が 1000 万円(夫婦は 2000 万円)以下の方が対象となります。

基本料金(自己負担額) 一覧表

(日額)

介護度	利用サービス自己負担額		所得階層区分			
			第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
要介護1	給付費	1割	638	638	638	638
		2割	1,276	1,276	1,276	1,276
		3割	1,914	1,914	1,914	1,914
	食費		300	390	650	1,392
	居住費		820	820	1,310	2,430
	合計	1割	1,758	1,848	2,598	4,448
		2割	2,396	2,486	3,236	5,086
3割		3,034	3,124	3,874	5,724	
要介護2	給付費	1割	705	705	705	705
		2割	1,410	1,410	1,410	1,410
		3割	2,115	2,115	2,115	2,115
	食費		300	390	650	1,392
	居住費		820	820	1,310	2,430
	合計	1割	1,825	1,915	2,665	4,515
		2割	2,530	2,620	3,370	5,220
3割		3,235	3,325	4,075	5,925	
要介護3	給付費	1割	778	778	778	778
		2割	1,556	1,556	1,556	1,556
		3割	2,334	2,334	2,334	2,334
	食費		300	390	650	1,392
	居住費		820	820	1,310	2,430
	合計	1割	1,898	1,988	2,738	4,588
		2割	2,676	2,766	3,516	5,366
3割		3,454	3,544	4,294	6,144	
要介護4	給付費	1割	846	846	846	846
		2割	1,692	1,692	1,692	1,692
		3割	2,538	2,538	2,538	2,538
	食費		300	390	650	1,392
	居住費		820	820	1,310	2,430
	合計	1割	1,966	2,056	2,806	4,656
		2割	2,812	2,902	3,652	5,502
3割		3,658	3,748	4,498	6,348	
要介護5	給付費	1割	913	913	913	913
		2割	1,826	1,826	1,826	1,826
		3割	2,739	2,739	2,739	2,739
	食費		300	390	650	1,392
	居住費		820	820	1,310	2,430
	合計	1割	2,033	2,123	2,873	4,723
		2割	2,946	3,036	3,786	5,636
3割		3,859	3,949	4,699	6,549	

② 加算料金

一時的若しくは個別に算定される加算又は施設の体制整備によって加算される料金で、要件に該当した場合に加算されます。所得により1割から3割の自己負担額となります。

項目	1割	2割	3割
日常生活継続支援加算(1日)	46円	92円	138円
看護体制加算Ⅰ(1日)	6円	12円	18円
看護体制加算(Ⅱ)(1日)	13円	26円	39円
夜勤職員配置加算(1日)	27円	54円	81円
個別機能訓練加算(1日)	12円	24円	36円
栄養マネジメント加算(1日)	14円	28円	42円
口腔衛生管理体制加算(1月)	30円	60円	90円
介護職員処遇改善加算	8.3%	基本サービス費に各加算減算を加えた総単位数に乗じた単位数を加算	
介護職員特定処遇改善加算	2.7%	基本サービス費に各加算減算を加えた総単位数に乗じた単位数を加算	

※その他療養食加算(1回6円～)、看取り介護加算等契約者の状況等により加算される項目が別途あります。

③ その他料金

その他日常必要となる諸経費を個別にご負担いただきます。

日常必要となる諸費用・実費

契約者、家族の意向によってサービスを利用した場合にご負担いただくもの		
貴重品管理費	希望により預貯金通帳、印鑑、年金証書等の管理するサービス	1日100円
複写物の交付	希望により契約者にかかわる記録等を複写し交付するサービス	1枚10円(A4を標準)
移送(注1)	個別処遇の一環として、契約者、家族の要望により行う外出等の移送サービス	1kmあたり30円
買い物代行(注1)	契約者の希望に応じて特別な買い物をするサービス	1回1,000円
理容サービス	ご希望により理容師の出張による理容サービス	実費
クリーニング	特別な衣類のクリーニングを専門の業者に依頼した場合の費用	実費
クラブ活動	希望により参加していただくクラブ活動にかかる費用	材料費は実費
お好み食事(治療食ではない)	通常提供させていただく食事以外に特別に希望がある場合の提供(お酒や希望される副菜等)にかかる費用	実費
嗜好品費	通常提供させていただく食事以外にコーヒーや紅茶等の飲み物、おやつ等の嗜好品についてご用意する食材料費(胃ろうの方等経口摂取ができない方を除く)	1日100円
日常生活上必要となる諸費用	契約者の日常生活に要する費用でご負担いただくことが適当である物の費用(義歯洗浄剤、歯磨き粉、ティッシュ、口腔ケア用ガーゼ、経管栄養に必要なチューブ等の材料、保湿クリーム等)	実費
電話代	希望により電話を使用した場合の費用	実費
個人専用の家電の電気代等	電気使用料(コンセント使用量)	1日60円
	特別電気機器(電気毛布、電気カーペット、こたつ等の暖房機器及び加湿器、冷蔵庫等)	1日50円
衛生管理	インフルエンザ予防接種等	実費
要介護認定申請代行	契約者の申請代行サービス	1回500円
無料でご提供させていただく主なもの		
日用品	トイレトペーパー、石鹸、シャンプー、汚物処理用ゴミ袋等(これら以外の日用品についてはご購入ください)	
おむつ	紙おむつ、尿取りパット、リハビリパンツ	
衣類の洗濯	契約者の特別な衣類以外の日常着の洗濯	
施設備品	ベッド、車椅子(標準型)	

(注1) 移送、買い物代行は職員の勤務状況により対応できない場合がありますので予めご了承ください。

(注2) 利用料金の支払いに口座振替を利用される場合には、振替手数料として実費負担があります。

高額介護サービス費で負担上限を超えたサービス費が返ってきます。

介護保険が適用される介護サービスを利用する場合、自己負担割合は 1～3 割となりますが、その自己負担が高額になった場合に適用されるのが、高額介護サービス費となります。個人や世帯の所得によって決められている月々の負担額上限を超えた分が、介護保険から支給されます。

所得区分	上限額(月額)
現役並み所得者(課税所得 145 万円以上の方)に相当する方がいる世帯の方	44,400 円(世帯)※1
世帯のどなたかが市民税を課税されている方	44,400 円(世帯)
世帯の全員が市民税を課税されていない方	24,600 円(世帯)
世帯の全員が市民税を課税されていない方のうち	
○高齢福祉年金を受給している方	24,600 円(世帯)
○前年の「公的年金等収入額」と「その他の合計所得金額※3」の合計が年間 80 万円以下の方	15,000 円(個人)

※1「世帯」とは、住民基本台帳の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

※2「合計所得金額」とは、税法上の合計所得金額(前年の収入金額から必要経費等に相当する額を差し引いた金額で、税法上の各種所得控除や上場株式等の譲渡損失に係る繰越控除などは行う前の金額)から、土地や建物の売却に係る短期・長期譲渡所得の特別控除額を差し引いた金額をいいます。なお、合計所得金額がマイナスの場合は、0円として計算します。

「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得(公的年金等収入額から公的年金等控除額を差し引いた金額)を差し引いた金額をいいます。